

熊本総合医療リハビリテーション学院友志会会則

第1条 総 則

(名 称)

第1条 本会は、熊本総合医療リハビリテーション学院（以下、「学院」という。）友志会と称す。

(組 織)

第2条 本会は、学院に在籍する全学生（以下、「学生」という。）をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、学生の学院内外における諸活動への参加・協力・自主的活動を促進することにより、学生生活の向上と学生相互の親睦を図ることを目的とする。

(権利・義務)

第4条 学生は、本会則の定める一切の権利を有し、義務を負う。

2 学生は、本会が主催する諸活動に参加する権利と義務を有する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。なお、活動にあたっては本会則に基づき、学生の責任ある自治運営とする。

- (1) 新入生対面式及び歓迎会の企画・運営
- (2) 体育祭の企画・運営
- (3) 友志祭の企画・運営
- (4) 学院の広報活動への協力
- (5) 学院内外の環境整備
- (6) クラブ活動の円滑な運営支援
- (7) 同窓会との交流
- (8) その他

2 前項の事業を円滑に行うため、本会に体育委員会、文化委員会、広報委員会、整備委員会を置く。

第2章 役 員

(種 別)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 会計 2名
- (4) 委員長 4名
- (5) 副委員長 4名
- (6) 監事 若干名

2 前項の役員(ただし、監事を除く)は、各学科代表者による互選にて選出し、総会の承認を得る。

3 監事は、会長が別途指名する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表して会務を総括する。また、次の職務を行う。

- (1) 活動計画書、活動報告書の作成
- 2 副会長は、会長を補佐して次の職務を行う。また、会長に事故あるときはその職務を代理する。
 - (1) 総会及び役員会の議事録の作成
 - (2) 学生及びクラブ活動との窓口
 - (3) 同窓会との交流に関する業務
- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。また、次の職務を行う。
 - (1) 予算書、決算書の作成
 - (2) 本会の備品の管理
 - (3) 役員会の承認を得た備品の購入
- 4 各委員長は、当該委員会を代表して委員会活動を総括する。
 - (1) 体育委員会は、体育祭を企画し運営する。
 - (2) 文化委員会は、友志祭を企画し運営する。
 - (3) 広報委員会は、学院ホームページ等の広報活動に協力する。
 - (4) 整備委員会は、学院内外の環境整備をとおして社会貢献する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 監事は、本会の事業や会計事務を監査する。また、必要と認めた場合、総会の開催を請求することができる。

(役員任期)

- 第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

(その他の機関)

- 第9条 本会に相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、会長が役員会の議決を得て委嘱する。
 - 3 相談役は、会長の諮問に応じて、会長に助言する。

第3章 会 議

(会議の種類)

- 第10条 会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とする。
- 2 定期総会は、毎年4月に開催する。なお、新入生対面式と同時開催することができる。
 - 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、学生の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに召集することができる。
 - 4 役員会は、第6条で定める役員をもって構成する。なお、監事は、役員会に出席することができるが議決権は有しない。

(会議の招集)

- 第11条 総会及び役員会は、会長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、学生に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の7日前までに通知しなければならない。
 - 3 役員会は、必要に応じ招集する。

(会議の審議事項)

- 第12条 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。
- (1) 活動計画、活動報告に関する事項

- (2) 予算、決算に関する事項
 - (3) 役員承認及び解任に関する事項
 - (4) 本会則及びクラブ会則の改正に関する事項
 - (5) その他の重要事項
- 2 役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。
- (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の定足数)

第13条 総会及び役員会は、学生又は役員過半数の出席がなければ開くことができない。

(会議の議決)

第14条 総会及び役員会の議事は、出席した学生又は役員過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の議事録)

第15条 総会及び役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 学生又は役員現在の数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過概要及びその結果

第4章 会 計

(事業費)

第16条 本会の事業費は、後援会からの助成、及びその他の収入をもってこれにあてる。

(事業年度及び会計年度)

第17条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

(会計監査)

第18条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(会計報告)

第19条 決算書を作成し、これを定期総会で報告して承認を得る。

(委 任)

第20条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

本会則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

本会則は、平成31年2月14日から改正施行する。このことにより、平成22年4月1日施行の「友志会選挙規程」は廃止する。